

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会 代議員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会（以下「当法人」という。）の定款第9条第2項第の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、当法人の正会員でこの規則に基づき選任された者で、正会員を代表して当法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、以下の全ての事項に該当する正会員であつて、理事2名の推薦をもって、理事会の決議により推薦し、社員総会の決議により選出する。

(代議員の定数)

第4条 当法人の代議員の総定数は、定款第9条第1項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる年の1月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第9条第3項の規定により選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代議員の資格)

第6条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。